



自筆証書遺言書保管制度

～あなたの大切な遺言書を法務局が守ります～



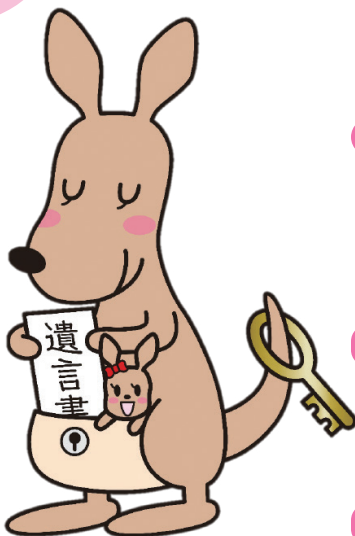
申請手数料
3,900円

家庭裁判所の
検認不要!

なぜこの制度が必要?

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。そして、自筆証書遺言は、自署さえできれば遺言者のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人に改ざんされる等のおそれが指摘されています。

この制度は、法務局が遺言書を保管することで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するものです。



遺言書はかんガルー

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続は
法務省ホームページをご覧ください。



法務局手続案内サービス専用ホームページから、
各手続をご予約いただけます。



<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

自筆証書遺言書保管申請の流れ

自筆証書遺言書を作成する

法務局では遺言の内容に関する相談には応じることができませんので、内容について心配な方は法律の専門家にご相談ください。

保管の申請をする遺言書保管所を決める

遺言書保管の申請は、

- ◆遺言者の住所地
 - ◆遺言者の本籍地
 - ◆遺言者が所有する不動産の所在地
- のいずれかを管轄する法務局になります。

申請書を作成する

申請書の様式は法務省ホームページからダウンロードできます。法務局(遺言書保管所)窓口にも備え付けてあります。

保管の申請の予約をする

※完全予約制です

- ・予約サービスの専用ホームページ
- ・電話による予約をお願いします。

保管の申請をする

必ず遺言書を作成した本人がお越しください。

【必要な書類】

- ①遺言書
- ②申請書
- ③本籍、筆頭者が記載された住民票(3ヶ月以内)
- ④顔写真の付いた身分証明書
- ⑤申請手数料

…ところで、相続登記はお済みですか?

あなたが住んでいる不動産(土地・建物)、
亡くなった方名義のままではありませんか?

相続登記をしないで放っておくと…

- ◆重ねて相続が発生すると権利関係が複雑になる。
- ◆不動産をすぐに売却できない。
- ◆不動産を担保とした融資をスムーズに受けることができない。

などの不都合が生じる場合がありますので、登記することをおすすめします。



便利な

各種相続手続には「**相続証明制度**※」をご活用ください。

(※)法定相続人が誰であることを登記官が証明する制度です。

この制度で作成、証明した「相続一覧図の写し」は、相続手続に必要な通数を無料で交付しますので、各種相続手続(相続登記、相続税の申告、預金の払い戻し等)を同時に進めることができます。

※証明を受けるためには、戸籍書類一式、申出書などが必要となります。

お問い合わせ・ご予約はこちらへどうぞ。

金沢地方法務局

本局	TEL 076-292-7810
小松支局	TEL 0761-22-6300
七尾支局	TEL 0767-53-1721
輪島支局	TEL 0768-22-0426